

令和8年度 学校納付金軽減補助金受給対象世帯および提出書類一覧表 5月

軽減補助金②

【重要】下表の生活基準に複数該当する場合は、いずれか一つの生活基準で申請してください。保護者等全員分の証明書が必要です。

記号	生活基準	申請に必要な証明書類	適用期間														
1	生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書(保護者等の氏名記載のもの) ※なお、発行日が7月1日以降で、生業扶助と生徒氏名の記載がある場合は、奨学給付金の申請書類としても使用可能です。	令和8年4月～令和9年3月 ※この期間中に生活保護を受給していない月がある場合は、その月は対象となりません。														
2(a)	所得税が非課税の世帯 ◇住宅借入金等特別控除のために非課税になっている場合は、対象外です。 ※申請審査において、他の証明書の提出依頼をする場合があります。	①～③のいずれかで保護者等全員分の証明書が提出できる場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>非課税の確認</th> <th>必要証明書類(各枠内●をすべて提出)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①源泉徴収票</td> <td>●源泉徴収票(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)</td> </tr> <tr> <td>②確定申告書の本人控</td> <td>●確定申告書の本人控(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)</td> </tr> <tr> <td>③①・②の証明書の提出は不可能だが、その他書類による所得税非課税が証明できる方 → ※直接、事務室へご連絡ください。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	非課税の確認	必要証明書類(各枠内●をすべて提出)	①源泉徴収票	●源泉徴収票(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)	②確定申告書の本人控	●確定申告書の本人控(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)	③①・②の証明書の提出は不可能だが、その他書類による所得税非課税が証明できる方 → ※直接、事務室へご連絡ください。		令和8年4月～令和9年3月						
非課税の確認	必要証明書類(各枠内●をすべて提出)																
①源泉徴収票	●源泉徴収票(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)																
②確定申告書の本人控	●確定申告書の本人控(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)																
③①・②の証明書の提出は不可能だが、その他書類による所得税非課税が証明できる方 → ※直接、事務室へご連絡ください。																	
2(b)	道府県民税及び市町村民税の所得割の合算額が非課税の世帯 ① 今年度のみ非課税の世帯 ② 前年度のみ非課税の世帯	市町村発行の課税証明書(令和8年度) ← 両年度とも非課税の場合は「令和8年度」のみご提出ください。 市町村発行の課税証明書(令和7年度)	令和8年4月～令和9年3月 令和8年4月～令和8年7月														
2(c)	国民年金保険料が全額免除の世帯 ※今年度の4月1日を含んでいる必要あり ◇両親がいる場合は、双方が全額免除である場合のみ対象です。 注意:保護者が60歳を超えており、納付義務がない場合は対象外	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ◎ 免除期間が令和8年6月までの通知書で、10月まで対象です。 ◎ 11月以降の認定には、新たな通知書の提出が必要です。 令和8年6月までの証書で不認定であっても、令和8年7月からの証書で該当すれば令和8年7月～令和9年3月まで認定されます。	令和8年6月までの証書で認定する場合 令和8年4月～令和8年10月 ※この期間中に免除から外れた月がある場合は、その月は対象となりません。														
2(d)	※1 児童扶養手当を受けている世帯 ◇ただし、一部支給停止を受けている方は下記の手当月額以上を受給されている方が対象です。認定基準月額は毎年度変更になります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>証書の有効期限</th> <th>令和8年10月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和8年4月～令和9年1月</td> </tr> <tr> <th>支給対象児童数</th> <th>一部停止者の手当月額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40,220円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>50,240円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>60,260円</td> </tr> <tr> <td>4人以上</td> <td>事務室へお問い合わせください。</td> </tr> </tbody> </table>	証書の有効期限	令和8年10月31日	対象期間	令和8年4月～令和9年1月	支給対象児童数	一部停止者の手当月額	1人	40,220円	2人	50,240円	3人	60,260円	4人以上	事務室へお問い合わせください。	児童扶養手当証書の全面的コピー 有効期限:令和8年10月31日の証書で不認定であっても、新たな証書(有効期限:令和9年10月31日(または3月31日))で認定条件(新基準)に該当すれば令和8年11月～令和9年3月まで認定されます。 ※特別児童扶養手当は対象外です。	有効期限:令和8年10月31日 認定する場合 令和8年4月～令和9年1月 有効期限:令和9年10月31日(令和9年3月31日)で認定する場合 令和8年11月～令和9年3月 ※この期間中に児童扶養手当月額が条件より下回った月がある場合は、その月は対象となりません。
証書の有効期限	令和8年10月31日																
対象期間	令和8年4月～令和9年1月																
支給対象児童数	一部停止者の手当月額																
1人	40,220円																
2人	50,240円																
3人	60,260円																
4人以上	事務室へお問い合わせください。																
※1 児童扶養手当とは…父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は当該父母以外の方で当該児童を養育する方に支給される手当です。																	
2(e)	今年度(令和8年度)小・中学生の弟妹が ※2 就学援助を受給している世帯 ※2 就学援助とは…経済的に困窮している世帯で、市立小・中学校及び県立中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学に必要な経費の一部を援助する制度です。	今年度の就学援助受給証明書又は通知書(令和8年度)のコピー ※特別支援教育就学奨励費は対象外です。	令和8年4月～令和9年3月 ※この期間中に就学援助受給対象から外れた月がある場合は、その月は対象となりません。														
2(f)	児童福祉施設(母子寮を除く)に入所している生徒	①または②のいずれか1つ ①児童福祉施設入所証明書 ②小規模住居型児童養育事業委託又は里親委託に係る通知書 ※当該証明書等に、生徒氏名・入所期間または委託期間を記載してください。	令和8年4月～令和9年3月														
3(a)	前年度(令和7年度)小・中学生の弟妹または現高校1年生本人が※2 就学援助を受給していた世帯 ◇ただし、前年度と今年度の所得(課税)証明書に記載されている課税標準額(課税所得)の増加額が38万円以内である場合のみ対象です。 【重要】証明書を取得する際、役所窓口で「課税標準額」が記載されているものが必要と伝えてください。	①前年度の就学援助受給証明書又は通知書(令和7年度)のコピー ②今年度の市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度) ③前年度の市町村発行の所得(課税)証明書(令和7年度) ※①～③すべての書類が必要です。	令和8年4月～令和9年3月														
3(b)	A. 合算所得特例該当世帯(今年度) ※保護者等が親権者2名で、ともに収入があり、いずれか一方が課税されている場合【下表の計算式により対象となる場合のみ】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>非課税の確認</th> <th>計算式</th> <th>必要証明書類(各枠内●をすべて提出)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①源泉徴収票</td> <td>※住宅借入金等特別控除がある場合は対象外。 (2名の給与所得控除後の合計-2名の所得控除の合計) ×0.05=千円未満であれば対象</td> <td>●源泉徴収票(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)</td> </tr> <tr> <td>② 確定申告書の本人控</td> <td></td> <td>●確定申告書の本人控(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)</td> </tr> <tr> <td>③市町村発行の所得(課税)証明書</td> <td>(2名の(総)所得金額の合計-2名の所得控除の合計) ×0.10=千円未満であれば対象</td> <td>●市町村発行の課税証明書(令和8年度)</td> </tr> </tbody> </table>	非課税の確認	計算式	必要証明書類(各枠内●をすべて提出)	①源泉徴収票	※住宅借入金等特別控除がある場合は対象外。 (2名の給与所得控除後の合計-2名の所得控除の合計) ×0.05=千円未満であれば対象	●源泉徴収票(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)	② 確定申告書の本人控		●確定申告書の本人控(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)	③市町村発行の所得(課税)証明書	(2名の(総)所得金額の合計-2名の所得控除の合計) ×0.10=千円未満であれば対象	●市町村発行の課税証明書(令和8年度)	令和8年4月～令和9年3月			
非課税の確認	計算式	必要証明書類(各枠内●をすべて提出)															
①源泉徴収票	※住宅借入金等特別控除がある場合は対象外。 (2名の給与所得控除後の合計-2名の所得控除の合計) ×0.05=千円未満であれば対象	●源泉徴収票(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)															
② 確定申告書の本人控		●確定申告書の本人控(令和7年分)のコピー ●市町村発行の所得(課税)証明書(令和8年度)															
③市町村発行の所得(課税)証明書	(2名の(総)所得金額の合計-2名の所得控除の合計) ×0.10=千円未満であれば対象	●市町村発行の課税証明書(令和8年度)															
B. 合算所得特例世帯(前年度)…必要証明書類は、上表のすべてひとつ前の年度分(年分)を揃えてください。			令和8年4月～令和8年7月														
3(c)	家計急変世帯(失業・廃業・離婚・死亡・病気・けがなど) ※年収約590万未満(※)の世帯が、今年1月1日以降に発生した家計急変により所得税非課税もしくは道府県民税及び市町村民税の所得割の合算額が非課税に相当する場合は対象。(申請年度の収入見込みから推計し、非課税相当かを判断)また、自営業の場合の売上変動による収入の減少や定年退職・早期退職による収入の減少は、家計急変に該当しない。(想定される状況のため) ※扶養の人数によります	直接、事務室へご連絡ください。	福岡県の審査結果で決定します。														
3(d)	天災その他不慮の災害被災世帯																

その他、不明な点や家庭状況の変更などありましたら事務室(092-606-0724)へご連絡ください。 学校納付金軽減補助金 担当:伊東・大野

令和8年度 学校納付金軽減補助金申請書

学年	組	出席番号	生徒番号(8桁)	生徒氏名(ふりがな)
----	---	------	----------	------------

1. 保護者等(証明書等を添付する方)の氏名・生徒との続柄および連絡先

※裏面に記入例がありますので、ご参考ください。

以下のいずれかに☑を入れてください。	証明書を提出する保護者の氏名および続柄	日中連絡可能な電話番号
<input type="checkbox"/> 親権者2人の世帯 (再婚しており養子縁組をしている場合も含む)	親権者1人目の氏名 続柄	— —
	親権者2人目の氏名 続柄	— —
<input type="checkbox"/> 親権者1人の世帯 ●離婚・死別等で親権者が1人の世帯 ●再婚しており養子縁組をしていない場合	親権者1人の氏名 続柄	— —
<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 (親権者がいない場合等) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	生計維持者または未成年後見人の氏名 続柄	— —
<input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者 <input type="checkbox"/> 生徒本人(親権者・主たる生計維持者がいない場合)	生徒本人の氏名	

【重要】 事務室(092-606-0724)からの着信があった場合は、平日 9:00~17:00 までに必ず折り返しご連絡ください。

2. 軽減補助金②を参考に申請する生活基準に○をつけてください。

1	生活保護受給世帯	2(a)	所得税非課税世帯	2(b)	所得割額非課税世帯
2(c)	国民年金保険料全額免除世帯	2(d)	児童扶養手当受給世帯	2(e)	就学援助受給世帯(今年度)
2(f)	児童養護施設入所	3(a)	就学援助特例(前年度受給)	3(b)	合算所得特例世帯
3(c)	家計急変世帯	3(d)	天災・災害被災世帯	不明	対象となるか不明のため審査希望

学校納付金軽減補助金申請に係る確約書

福岡工業大学附属城東高等学校
校長 佐伯 道彦 殿

必要書類を添え、令和8年度学校納付金軽減補助金の交付申請をいたします。
申請後に世帯状況等に変更があったことにより学校納付金軽減補助金の対象外となった場合は、遅滞なく学校へ連絡します。また補助金の過払い金認められた場合は遡って学校納付金軽減補助金を返還することを確約いたします。

令和 年 月 日

生徒氏名

(保護者自署)

保護者等氏名

表面の『1.保護者等（証明書等を添付する方）の 氏名・生徒との続柄および連絡先』の記入例

■ 親権者2人の世帯（再婚をしております養子縁組をしている場合も含む）

<input checked="" type="checkbox"/> 親権者2人の世帯 （再婚をしております養子縁組をしている場合も含む）	親権者1人目の氏名	続柄	②
	城東 太郎	父	090 - ●●●●- ●●●●
	親権者2人目の氏名	続柄	①
	城東 華代	母	080 - ●●●●- ●●●●

※親権者2人の世帯で生活基準 2(e)就学援助受給世帯で申請する場合も
親権者2人の氏名・続柄の記入をお願いします。

（受給証明書はどちらか1人の氏名記載のもので構いません。）

補助金の申請について、事務室から電話連絡をすることがあります。電話をかける優先順位があれば、①・②など書き足していただいで構いません。

■ 親権者1人の世帯（再婚をしております養子縁組をしていない場合も含む）

<input checked="" type="checkbox"/> 親権者1人の世帯 ●離婚・死別等で親権者が1人の世帯 ●再婚をしております養子縁組をしていない場合	親権者1人の氏名	続柄	080-●●●●-●●●●
	城東 幸子	母	092-●●●●-●●●●

一つの枠に複数の電話番号を書いていただいで構いません。

■ 主たる生計維持者

<input checked="" type="checkbox"/> 主たる生計維持者 （親権者がいない場合等） <input type="checkbox"/> 未成年後見人	生計維持者または未成年後見人の氏名	続柄	070-●●●● ●●●●
	城東 紋次郎	祖父	(祖母：携帯)

補助金に関しての連絡先が、他の家族の方でも構いません。